



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

## 国民の献費と献木、奉仕により創り出された

### 優れた文化的資産である神宮外苑の未来への継承についての提言

令和4年 2月 7日

東京都知事 小池 百合子 様  
東京都議会議長 三宅 しげき様

住所： 東京都千代田区一ツ橋 2-2-5  
岩波書店一ツ橋ビル 13F  
(株)文化財保存計画協会 気付

法人名：(一社)日本イコモス国内委員会

連絡先：Tel/Fax 03-3261-5303

Email: jpicomos@japan-icomos.org



#### <提言の主旨>

令和4年2月9日に開催が予定されている第236回東京都都市計画審議会において、「神宮外苑地区の地区計画」及び「明治公園の都市計画面積の削減」が審議事項となっております。

この案件につきましては、(一社)日本イコモス国内委員会は、縦覧した都市計画図書により神宮外苑の「公共性・公益性の高い文化的資産」が存亡の危機に瀕していることを深く認識し、令和3年12月28日に「意見書」の提出を行ったところです。

今般の都市計画変更は、「神宮外苑地区のまちづくり指針」に準拠するものとされておりますが、神宮外苑は当該地域の資産にとどまらず、国際的な文化的資産であることを、東京都におかれましては厳粛に受け止めていただきたく存じます。「地区計画の変更」、「都市計画公園の削減」についての東京都からの都市計画図書の縦覧は、令和3年12月14日に開示され、意見書の受付期間は、令和3年12月14日～28日と公告されました。都市計画審議会での審議は、令和4年2月9日に予定されていますが、このような重大な案件は、本来なら、都民による長い時間をかけた議論が必要と思われまます。

(一社)日本イコモス国内委員会は、提出した「意見書」を踏まえて、以下の提言を致します。文化とスポーツ、民主主義が公明正大に貫かれている東京都の矜持を、世界に示していただくことをお願い申し上げます。



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

- 提言 1 日本の近代を代表する、国民の貢献により創り出された「神宮外苑」は国際社会に誇る「公共性・公益性の高い文化的資産」であり、これを東京都が破壊することなく、次世代へと、力強く継承していくべきです。
- 提言 2 既にラグビー場や野球場として利用されている都市計画公園区域を廃止し、民間の超高層ビルを建設する本計画は、竣工までに 10 年を要するとされており、「公園まちづくり制度」を適用することは、「公園機能の早期実現を図る」という制度本来の主旨に反しており、貴重な公園的空間を長期かつ永続的に市民から奪うものです。計画を見直し、秩父宮ラグビー場は現地建て替えとする等により、神宮外苑の文化的な景観を守っていくべきです。
- 提言 3 東京都市計画公園（第 5・6・18 号明治公園）の 3.4 ha にも及ぶ削除には、明確な理由が記載されておらず、高密な建築物の建設により広域避難拠点としての安全性、機能が損なわれる結果となっています。また、当該地区は風致地区の中でも、特に重要な A 地域であり、1000 本にも及ぶ既存樹木の伐採は、「東京都風致地区条例」、及び「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査等に関する基準」により厳しく制限されています。東京都におかれましては、広域避難拠点および風致地区としての、神宮外苑の意義と役割を真摯に受け止められ、法令を遵守すべきと提言いたします。



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

提言1：日本の近代を代表する、国民の貢献により創り出された「神宮外苑」は国際社会に誇る「公共性・公益性の高い文化的資産」であり、これを東京都が破壊することなく、次世代へと、力強く継承していくべきです。

地区計画の目標として、「誰もが利用しやすく、安全・安心で快適なまち」が掲げられております。神宮外苑は、歴史的に大学野球やアマチュアスポーツを育ててきた、日本スポーツの揺籃の場でした。超高層ビルの建設による都市計画公園の削減、外苑の中核をなす芝生広場への会員制テニスコートの建設等、コロナ時代に逆行する高密な都市再開発は、地区計画の目標に反するものであり、原点に回帰し、再考すべきです。

### 1-1 「明治神宮外苑」の歴史的意義

明治神宮の造営は、「森厳荘重」を旨とする「内苑」と、「公衆の優遊」を旨とする「外苑」を、前者は国費をもって、後者は献費により行うことが、大正2年2月27日、貴族院議長・徳川家達より、時の内閣総理大臣・桂太郎に建議され、実現に移されたものです。今回の都市計画の対象となる「外苑」は、明治神宮奉賛会が組織され全国及び海外からの献金と献木により、大正15年10月に竣工をみました。国民からの献金の総額は7,033,640円（予定：4,500,000円）、献木は54種3,190本、内外苑造営に奉仕した青年団は、延べ102,792人にのぼると記録されています（『明治神宮内苑誌』昭和5年、『明治神宮外苑誌』昭和12年、参考資料①）。

明治神宮外苑は造営後、明治神宮に奉獻され、その美観を永久に保存することが明治神宮奉賛会より要請されました。大正15年9月1日には、東京都市計画・明治神宮風致地区が、日本における最初の風致地区として指定されました（内務省告示134号：内苑・外苑・北参道・表参道・西参道・神宮外苑青山口・内苑外苑連絡道路沿線）。この風致地区は、度重なる変更がありながらも基本的骨格は世紀を超えて約100年継承されている「珠玉の歴史的資産」です。

なかでも、今回の都市計画の対象区域は、現在の風致地区地域区分におけるA地域、B地域に指定されています。A地域は、「風致地区の核として位置づけられ、優良な風致を特に保全すべき地域」であり、絵画館前から芝生広場を経て銀杏並木までが指定されています。B地域は、「核としての地域をとりまく等風致地区の美観、雰囲気を守る役割を果たすべき地域」で、絵画館、神宮球場、第二球場の地域が指定されています（参考資料②）。

### 1-2 明治神宮外苑における文化的資産

明治神宮外苑の文化的資産は、20世紀初頭の「都市美運動：City Beautiful Movement」のデザイン思潮を踏まえたもので、日本の近代を代表する重要な遺構です。景観の構造は、青山通りから4列の銀杏並木の軸線をへて、広潤な芝生広場が展開され、ヴィスタの焦点に絵画館、そして背後の常緑広葉樹の森が景観を受けとめる意匠となっています。この構造は、個別に切り離されて成立するものではなく、緊密な関係性の中に「都市美の形成」が行われたものです。海外にお



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

ける代表的事例としては、アメリカ、ワシントンの国会議事堂前のポトマック川へと続くエリアがあげられます。今回、都市計画により3分の1に縮小が計画されている絵画館前の芝生広場は、

「一望広潤なる芝生は外苑庭園の主調なり」(『明治神宮外苑志』、225頁)

と記載されています(写真1参照)。

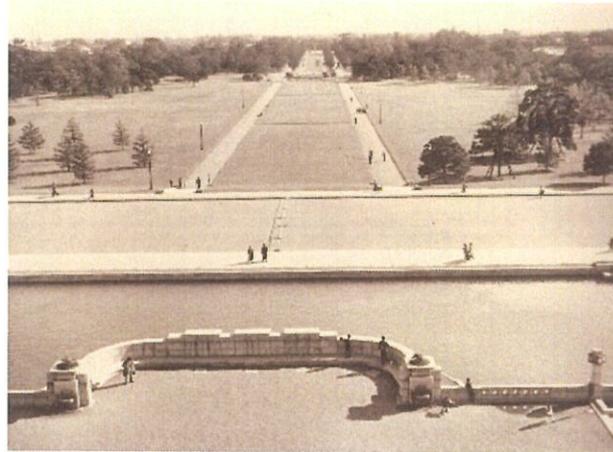


写真1 絵画館より広潤な芝生広場を経て、銀杏並木(青山口)へと展開する  
近代日本を代表する文化的資産 出所:『明治神宮外苑志』(昭和12年)

現在、当該地域における保全施策は、次の通りで、手厚い保護の対象となっています。

①絵画館:重要文化財に指定されています。

②銀杏並木:日本における「重要な並木道」として記載されています。

『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』(文化庁平成24年6月)

[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/pdf/teien\\_kouen\\_chousa.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/teien_kouen_chousa.pdf) (参考資料③)

③眺望景観:東京都の景観施策では、「景観条例第19条の規定に基づく大規模建築物等景観形成指針」において、絵画館等の眺望の保全に対して、次のような指針を提示し、背景となる建築物の規制を行っています。

「我が国の近代化の過程で、首都東京の象徴性を意図して造られた建築物は、その周辺を含め、今日も風格ある景観を形成している。この指針は、これらの建築物を中心とした眺望が保全されるよう、当該建築物の周辺で計画される建築物等の規模、色彩等を適切に誘導することを目的とし、保全対象建築物を、次のとおりとする。」国会議事堂、迎賓館(赤坂離宮)、明治神宮聖徳記念絵画館、東京駅丸の内駅舎

以上、神宮外苑は、国民の貢献(献費・献木・勤労奉仕)により創り出されたものであり、その美観を永久に保存すべきことが、創設時の碑文にも刻まれております(神宮外苑青山口碑文:明治神宮奉賛会会長 徳川家達、大正15年10月)。その精神を現代に生きる私達は、決して損な



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

うべきではありません。東京都におかれましては、100年の時を刻み、先人達が護り育ててきた神宮外苑を、法令を遵守され、神宮外苑の破壊につながる今般の「地区計画案」の見直しを行い、「公共性・公益性の高い文化的遺産」の継承を遂行されることを提言いたします。

提言2：既にラグビー場や野球場として利用されている都市計画公園区域を廃止し、民間の超高層ビルを建設する本計画は、竣工までに10年を要するとされており、「公園まちづくり制度」を適用することは、「公園機能の早期実現を図る」という制度本来の主旨に反しており、貴重な公園的空間を市民から奪うものです。計画を見直し、秩父宮ラグビー場は現地建て替えとする等により、神宮外苑の文化的な景観を守っていくべきです。

## 2-1 公園まちづくり制度

公園まちづくり制度は、「センター・コア・エリア内の未供用区域を対象に、民間の力を活用し、公園・緑地の整備を促進するため創設された制度」であり、以下の3点が制度の特徴として定められていると記載されています。（引用：東京都都市整備局 「公園まちづくり制度について」）

- ①センター・コア・エリア内の都市計画決定から長期間経過した公園・緑地の一部を廃止又は変更し、これにかえて、周辺も含めた地域に地区計画を定め、一定規模以上の緑地を地区施設として確保します。
- ②民間からの提案を基本とすることで、民間活力を効果的に活用しながら緑地を創出し、地域の防災性の向上や緑豊かな都市空間の形成など、公園機能の早期発現をはかります。
- ③基本的な考え方を示す「基本方針」を都が定め、地域の実情を踏まえて柔軟な運用を可能とするため、具体的な基準等を示す「実施要綱」を都及び区（都市計画公園・緑地の決定権者）がそれぞれ定めます。

今回廃止が予定されている都市計画公園の区域は、大部分が現在のラグビー場と野球場であり、廃止後は民間の超高層ビルの建設が計画されています。市民は実質的なオープンスペースを失うこととなります。代わりに整備予定の広場は、野球場のあった場所にそれよりも面積を減じ、しかも、竣工までに10年の歳月を要する計画であり、「公園機能の早期発現を図る」という制度の主旨に反し、市民から貴重な公園機能を奪うものです。

## 2-2 秩父宮ラグビー場への「公園まちづくり制度適用の不適切性」に関する理由

今回の都市計画の変更は、秩父宮ラグビー場が、「都市計画決定から長期間経過した公園・緑地」、すなわち「未供用の都市計画公園」とみなされており、「公園まちづくり制度」の適用が可能という前提で行われる予定となっています。

秩父宮ラグビー場は、「西の花園・東の秩父宮」と言われるようにラグビーの聖地であり、多く



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

のファンが集う場であることは、国民の周知の事実です。一般に、公園が供用されているのは、以下の条件を満たしていることにあると考えられています（東京都の御見解です）。

供用の定義（1）：持ち主が公園としての属性を永続的に担保できる所有者であること。

秩父宮ラグビー場の所有者は、日本スポーツ振興センターであり、上記の要件を満たしています。

供用の定義（2）：施設の機能は、公園施設と同等なものであること。

ラグビー場は、野球場等と同じく都市公園施設です。

供用の定義（3）：一般への開放性：公園施設の一般開放及び外構部についても、日常一般の人が出入りできる園地的な空間であること。

ラグビー場は、多くの人々が観戦する場であり、適切な建て替えが行われれば、この条件も適合するものです。

「公園まちづくり制度」は、東京都の説明にもあるようにセンター・コア・エリア内の未供用区域を対象に、都市公園を整備することが困難な地区への適用を主たる目的として創設されたものです。近年の本制度の適用事例としては、東京都市計画公園（港第2・2・21号 霊南坂公園）があげられます。霊南坂公園（旧小公園・港第14号）の土地所有者は民間企業のホテルオークラであり、都市計画決定後50年以上にわたり未開設となっていました。六本木・虎の門地区における公園緑地不足を解消するために、同制度を適用し、地区計画の導入を行い大規模な緑地を創り出し、合わせて地区内に街区公園（港・第2・2・21号、0.25 ha）が新設された事例です。

秩父宮ラグビー場の土地所有者は、民間企業ではなく日本スポーツ振興センターであり、かつスポーツの聖地として国民に愛されてきた施設です。供用の定義をほぼ満たしており、「公園まちづくり制度」が適用される地域とは、基本的要件が異なっています。

結果として都市計画変更される内容は、超高層ビルの建設であり、都市計画公園が、3.4 haも削除されることとなります。センター・コア・地区において3.4 haは、極めて大規模であり、以下のような根本的問題をはらんでいる重大な削除行為です。

- ・代替する公園の提案がないこと
- ・現在、供用されている都市計画公園区域も削除されること
- ・公園まちづくりの主旨である防災性の向上は、超高層ビルの建設により、従来よりも人流が増大することが想定され、基本方針に反する結果となっていること。

### 2-3 「東京都公園まちづくり計画審査会」の制度上の問題

東京都公園まちづくり計画審査会の設置要綱によれば、

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/toshi\\_saisei/data/kouen\\_yoko.pdf](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/toshi_saisei/data/kouen_yoko.pdf)

審査にあたっては、公園まちづくり「審査会」、公園まちづくり「検討会」、公園まちづくり「専門部会」が設置されています。しかしながら、「審査会」と「検討会」の委員は、全員が東京都都市整備局及び建設局の職員で構成されており、著しく公平性を欠くものとなっています。最終的な



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

判断を行う審査会は、多くのステークホルダーに開かれた民主的なものであることは、都市計画の遂行における基本原則であり、東京都におかれては速やかに改善を行うべきと考えます。

以上の理由から、当該地区における「公園まちづくり制度」の適用は、制度の主旨に反するものです。秩父宮ラグビー場は、現地建て替えを基本とし、「スポーツクラスターの形成」に先導的に寄与されることが、独立行政法人日本スポーツ振興センターの公明正大な姿勢ではないかと存じます。絵画館横に、秩父宮ラグビー場を移設し、しかも屋根付きであり、新国立競技場よりも高い建物を建設されることは、「秩父宮ラグビー場」という輝かしい名称を損なうものであり、「ラグーマン」の精神にかけて、行うべきはないと提言いたします。

現在の秩父宮ラグビー場隣接地には、樹齢 100 年を越える「銀杏並木」(旧学習院女子校へのアプローチ)があり、今回の地区計画では、貴重な銀杏並木が伐採される計画となっております。この伐採をとりやめ、秩父宮ラグビー場のエントランスとし、地下鉄外苑前駅からのエントランスと双方を確保することにより、歴史を継承するラグビーの殿堂を世界に提示することができ、10 年に及ぶ文化を破壊する再開発を回避し、文化・スポーツ空間の再生に、秩父宮ラグビー場が大きく貢献することが可能となると、提言致します。

提言 3：東京都市計画公園（第 5・6・18 号明治公園）の 3.4 ha にも及ぶ削除には、明確な理由が記載されておらず、高密度な建築物の建設により広域避難拠点としての安全性、機機能が損なわれる結果となっています。また、当該地区は風致地区の中でも、特に重要な A 地域であり、1000 本にも及ぶ既存樹木の伐採は、法令により厳しく制限されています。

東京都におかれましては、広域避難拠点および風致地区としての、神宮外苑の意義と役割を真摯に受け止められ、法令を遵守すべきと提言いたします。

### 3-1 東京都市計画公園（第 5・6・18 号明治公園）の削減に関して

東京都市計画公園（第 5・6・18 号明治公園）の面積を現在の約 58.5 ha から、約 55.1 ha に変更するという提案が行われています。

その理由は「公園まちづくり制度を活用し公園整備とまちづくりを両立することで、スポーツを核とした公園の再編と防災性を高めるまちづくりを図るため、上記のとおり公園を変更する。」と記されているのみで、本案件の都市計画公園の削減の必要性に関する明確な理由が記載されておりません。この点について以下のような基本的問題があります。

①都市計画公園の削除が提案されている地区における超高層の建築物は、オフィス・商業施設・駐車場と記載されており、スポーツを核とした公園整備の目標とは整合いたしません。

- ・A-9 地区 事務所棟（敷地面積約 13,170 m<sup>2</sup>、延床面積約 213,000 m<sup>2</sup>、高さ約 190m、主要用途：オフィス、商業、駐車場）。
- ・A-8-c 地区 複合棟 A（敷地面積約 12,100 m<sup>2</sup>、延床面積約 127,300 m<sup>2</sup>、高さ約 185m、主要用途：オフィス、商業、駐車場）。



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

②超高層ビルの建設により、広域避難拠点としての神宮外苑の防災機能は減じることとなります。高層ビルと新設される神宮球場の間の通路は極めて狭く、しかも立体構造となっており、地震等の発生時には極めて危険性の高い形態となっています。競技開催時の動線、人流に関する詳細なシミュレーションが全く提示されておらず、公園の役割の最も基本となる非常時の広域避難拠点に対する考察が行われていません。

大正 12 年 9 月 1 日に発生した関東大震災では、「外苑敷地全部を罹災民に開放し、41 棟、総坪 5876 坪のバラックを建て、6400 人の罹災者を収容し、又病院、浴場、公設市場を建設した」（『明治神宮外苑志』10 頁）、と記されています。

首都直下型地震の発生する確率は、30 年以内に 70%と予測されており、人命を守るという最も重要な役割を外苑が担ってきた史実をも踏まえて、全面的見直しを行うべきです。

③現在、神宮外苑は、JR 千駄ヶ谷駅、JR 信濃町駅、地下鉄外苑前駅等、利用者の動線は分散していますが、本計画では、人流が地下鉄外苑前駅に集中することになり、防災上の精査が必要と存じます。

④東京都の都市計画においては、都市計画公園の削除にあたっては、必ず代替となる公園用地を担保し、削減は回避してきたという「歴史的経緯」があります。先般の新国立競技場の建設時にも明治公園の面積が減少しましたが、隣接する霞ヶ丘アパートの都市計画公園への編入と立体都市公園制度の導入により、辛うじて削減をくいとめた経緯があります。

今回、主旨の異なる「公園まちづくり制度」の適用により、3.4 haにも及ぶ削減が代替案の提示もなく実施に移されれば、東京都市計画 133 年の歴史に（明治 21 年の東京市区改正条例公布より）、大きな汚点を残すこととなり、今後の展開についても暗雲をよぶものとなります。

⑤都市計画公園の削除が提案されている地区は、風致地区の地域区分で B 地域となっています。B 地域は、「核としての地域をとりまく等風致地区の美観、雰囲気を守る役割を果たすべき地域。たとえば第一種低層住居専用地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる（参考資料②）」、と規定されています。

東京都風致地区条例第 5 条では、建築物の許可基準として、高さは 15m 以下とされています。新国立競技場の建設にあたっては、この許可基準が緩和され建設が行われましたが、今回計画されている建築物は 190m の超高層ビルであり、許可基準を著しく超えています。

### 3-2 風致地区における大量の樹木伐採について

神宮外苑は、大正 15 年に、日本ではじめて風致地区に指定された地区であり、1 世紀を経た神宮内苑・外苑の風致地区は、世界に誇る資産となっております。

私どもは、今回の地区計画を拝見し、既存樹木が大量に伐採されることに、大きな懸念を抱きました。新国立競技場の建設の際には、1545 本、既存樹木の 90%が伐採されました。

今回の区域は、風致地区の A 地域であり「風致地区の核として位置づけられ、優美な風致を特に保全すべき地域」とされています。木竹の伐採について以下の通り記載されています。

① 支障木の伐採は必要最小限に止め、現存する植生はできるだけ残存させるものであること。



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

- ② 保護樹木等周辺風致の維持に有効と認められる大径の高木については、極力残存させるものであること。
- ③ 1,000 平方メートルを超える皆伐については A 地域においては認めないものとする。

(出所：新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査等に関する基準  
制定 平成 26 年 3 月 28 日、改正 令和 2 年 2 月 28 日)

既存樹木の具体的な保全については、都市計画の縦覧図書には、全く記載されていないため、私どもは、2022 年 1 月 2 日～1 月 6 日にかけて、東京都の計画図を参照し、毎木調査（樹高 3m 以上の高木が対象）を実施し、保全される樹木と、伐採もしくは移植される樹木の位置を確認いたしました。この結果、約 1000 本の樹木が、この「公園まちづくり計画」で失われることが明らかになりました。

東京都の計画図からは、この大量の樹木伐採については一切説明がないため、多くの皆様が理解することは困難と考え、日本イコモス国内委員会は、現地調査を行い、模型を製作し、ホームページ上に公開いたしました（資料④参照）。

以上、今回の案件は、国際社会に誇る「公共性・公益性の高い文化的資産」としての、都市計画明治公園の存在意義を著しく損なうものであり、また風致地区における 1000 本に上る既存樹木の伐採は、法令により厳しく制限されている行為であるため、東京都におかれましては、「地区計画案」の見直しを行うべきと提言いたします。



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

参考資料①

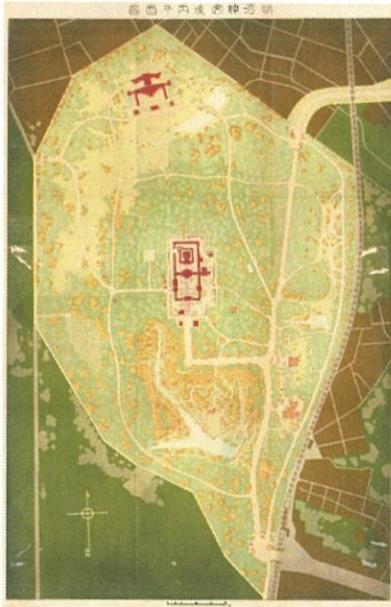


図1 明治神宮境内平面図  
出所：内務省神社局（昭和5年3月）『明治神宮造営誌』



図2 明治神宮内外苑連絡図  
出所：明治神宮奉賛会（昭和12年8月）『明治神宮外苑志』

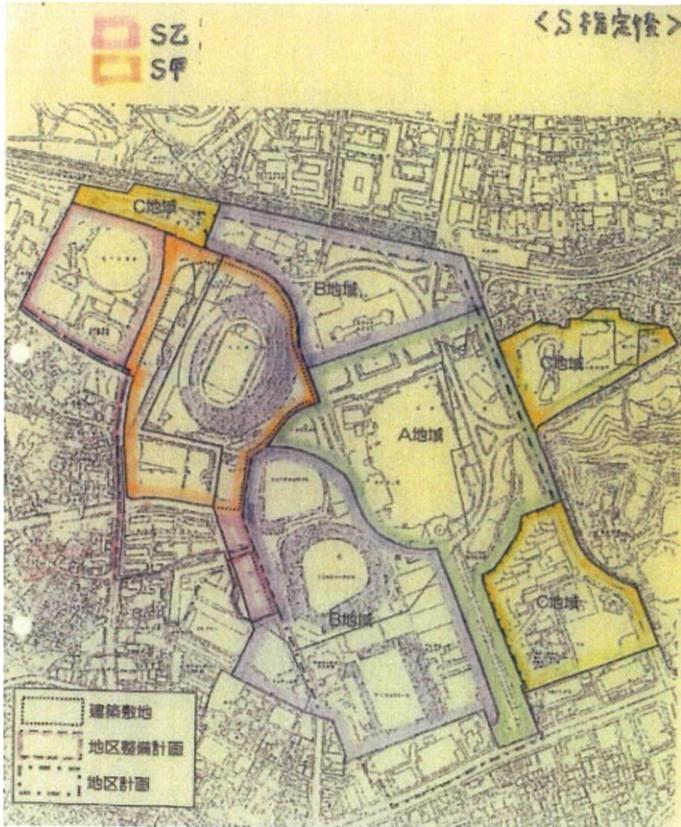


図3 明治神宮外苑平面図  
出典：明治神宮奉賛会（昭和12年8月）『明治神宮外苑志』



ICOMOS Japan  
 c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
 2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
 Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
 E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

参考資料② 東京都風致地区条例に基づく、地域区分選定要件

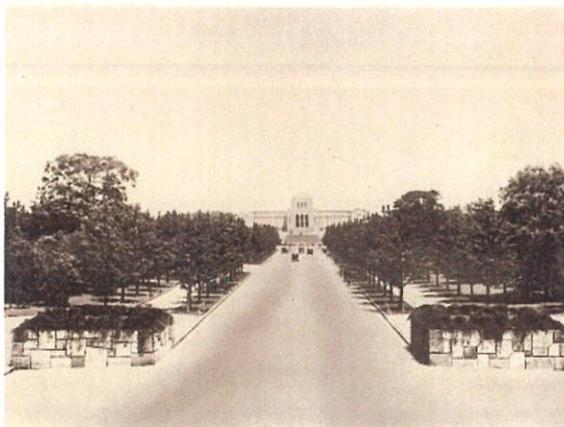


地域区分選定要件

地域区分	選定要件
A地域	風致地区の核として位置づけられ、優良な風致を特に保全すべき地域
B地域	核としての地域をとりまく等風致地区の美観、雰囲気を守る役割を果たすべき地域。例えば第一種低層住居専用地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
C地域	住宅を中心として一定程度の風致が維持されている地域。例えば第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
D地域	特に土地利用上配慮すべき地域で、風致が相当失われている地域。例えば近隣商業地域及び商業地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
S地域	公共的な街づくり手法等の適用を受けた地区で、特殊な位置づけを与えるべき地域。公共的な街づくり手法等との整合を図るため、地域をさらに区分することができる。

出典：新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査等に関する基準

資料③ 日本を代表する並木道



創建当時の銀杏並木

出所：明治神宮奉賛会（昭和12年8月）

『明治神宮外苑志』



現在の銀杏並木



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

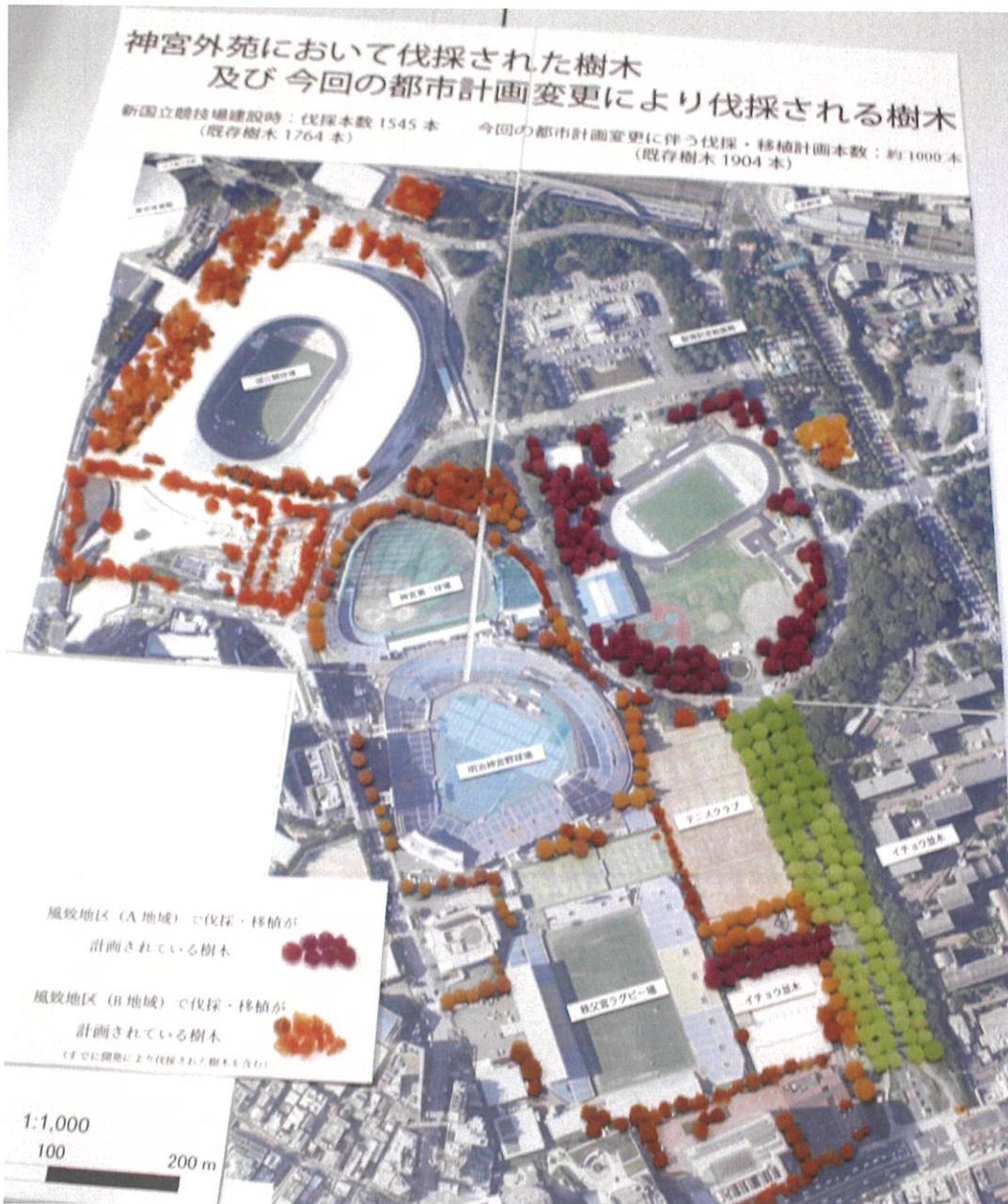
#### 参考資料④

今回の地区計画で、伐採が計画されている樹木の位置

(新国立建設時伐採された樹木の位置をも含んで表示しました)

\* 調査及び模型製作：日本イコモス国内委員会、

日本イコモス国内委員会第 18 (文化的景観) 小委員会



模型のローズ色は、最も重要な風致地区 A で伐採される予定の樹木です。

(樹齢 100 年となる神宮外苑銀杏並木 18 本、絵画館前の芝生広場の大木等)

模型のオレンジ色は、既に伐採された新国立競技場の樹木も含み、失われた、そして今回の計画により、失われる樹木の位置です。



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

参考資料⑤

東京都の「公園まちづくり計画」で、

伐採される予定の約 1000 本の樹木の現況写真

公園まちづくり計画により、野球場となり、伐採される銀杏並木、2列 18 本。折下吉延により植栽された樹齢 114 年の大銀杏です。突きあたりが、秩父宮ラグビー場。

(撮影 2022 年 1 月 2 日)



絵画館前の芝生広場、少年野球場として、現在利用されています。今回の都市計画変更で、写真の大銀杏は伐採され、少年野球場は、会員制テニスクラブとなります。

(撮影 2022 年 2 月 6 日)



新国立競技場前の、辛うじて残された保護樹林は半減し、約 200 本が伐採されます。

(撮影 2022 年 2 月 6 日)



絵画館前の芝生広場の巨樹。会員制テニスコートとなり、約 200 本が伐採されます。

(撮影 2022 年 2 月 6 日)

